

日唐曆制度における進朔と承和三年の曆日

田 畑 豪 一

一 はじめに

中国で発達した太陰太陽曆では、太陽と月の方向が一致する現象を朔と呼び、その時刻を含む日を朔日として、月の区切りを定めている。進朔とは、計算で求めた朔の時刻が一日の四分の三（現代の時刻でいう午後六時）を過ぎていたら、その日は朔日とせず、翌日を朔日とする曆法上の操作である。曆法的な観点から見ると、このような操作は「本質的には無意味な技巧^{〔1〕}」とされるのであるが、果たしてそのような評価は妥当であろうか。曆は天体運行をもとに作られるという点で、自然科学の法則に従うものであるが、それを基準に人々の時間的秩序が編成されるという社会的機能にも目を向ける必要がある。曆法の一環として考案された技法中には、科学的な観点からは無意味と見えるものもあるが、社会的には何らかの意味を持つていたと考えるべきであろう。

本稿では、まず中国において進朔の技法が考案された背景を探り、それが古代日本の曆博士によってどのように伝授されたのかを大衍曆を中心に探りたい。また、そこから派生する問題として、承和三年を

対象に従来の曆日復元案への異論も提示する。

二 中国における進朔の開始

進朔法は唐代に始められたようであるが、『旧唐書』・『新唐書』などの史書の曆志にはこれに関する記述は見られない。この操作は元代の授時曆の採用に伴い廃止されたのであるが、その時の記録によって僅かに導入のいきさつを知ることができる。

【史料1】『元史』卷五十三曆志二 授時曆議下 定朔条

詔麟徳元年、始用李淳風甲子元曆、定朔之法遂行。淳風又以晦月類見、故立進朔之法、謂朔日小余在日法四分之一上者、虛進一日。後代皆循用之。（中略）殊不思合朔在酉戌亥、距前日之卯十八九辰矣、若進一日、則晦不見月、此論誠然。苟合朔在辰申之間、法不当進、距前日之卯已踰十四五度、則月見於晦、庸得免乎。

ここでは、麟徳曆の考案者として知られる唐の李淳風が、晦月が見えることを避けるため進朔の法を採用したとされる。しかし、本史料の後半で述べられているように、進朔法をとっても、晦日の早朝に月

が見えてしまうことを避けることはできない。にもかかわらず、その後元代に至るまでこの技法が行われてきた点を見ると、ここには述べられていない別の理由があった可能性も検討するべきではないだろうか。

まず、【史料1】が、進朔が採用されたとされる時代から六百年以上も経過した後のものである上、この制度を廃止する立場から記述されたものである点を考慮に入れる必要がある。授時曆の編纂理念は、伝統的な天文学の伝統を批判した朱子の影響を受けているとされ、朔を人為的に進退させる李淳風の技法に否定的な立場に立っている。このように見ると、【史料1】が唐代の考えを正確に伝えていているとは限らず、進朔法が、晦月を避けるためだけに導入されたものと判断することは早計といえるだろう。本稿では曆の持つ政治的役割に着目し、進朔法が導入された背景を推測してみたい。

古来中国の曆法では、朔の時刻を厳密に算出することが、正確な曆を作成する上で重要なポイントを占めていたのであるが、それまでの平朔法にかわり、始めて本格的に定朔法を取り入れた麟徳曆の採用は、この点で曆法技術上の画期といえる。⁽³⁾月の不等速運動を考慮に入れない平朔法では、朔の時刻が一日程度ずれることは普通に起こることであったのに対し、定朔法の採用により、非常に僅かな誤差の範囲内で朔の時刻を求めることが可能になった。このように、進朔法が生まれた初唐期は、それまでならば、誤差の範囲の中であまり意味を持たなかった朔の時刻についても、厳密に処理できるようになった時期なのである。

一方、中国の宮廷では様々な儀式・祭事が曆に基づき実施されてい

た。そもそも「観象授時」という言葉が示すように、曆を定めるのは皇帝に与えられた特別な権限であり、正確な時を民に授け、それに基づき政治を進めることが、天意にかなうものという曆日観が形成されてきた。このような天命思想と曆日意識のもと、天（昊天上帝）と宗廟の祭祀は皇帝の権威と密接に結びつく重要な祭事と考えられていた。⁽⁴⁾このうち、冬至や夏至に行われる郊祀が曆制度と深いかわりがあったことはもちろんであるが、朔日に実施される宗廟への祭祀も注目される。

一例として『大唐開元礼』卷三十八時亨於太廟有司撰事を見ると、太廟において四孟月朔日に食物を供える祭祀が行われていたことが知られる。この中で供食儀礼に先立ち、晨裸、すなわち日の出の時刻に地に酒を注ぎ祖霊の降臨を願う儀式があり、その後「某年歲次月朔日」で始まる皇帝の祝文が読み上げられる。このことは祖霊に対し「朔を告げる」という意味を持つていたことと同時に、祭祀が朔日の未明から早朝にかけて行われていたという点に注意を払う必要がある。

一方、皇帝政務の面からみても、朔日の早朝は重要な意味を持つていた。『通典』卷七十五天子朝位条に引く儀制令には、臣下が皇帝に拝礼する朝参についての規定が見られるが、五品以上の常参官が行う毎日の朝参に対し、朔望日は九品以上の全京官が参列することが定められている。⁽⁵⁾これは皇帝と臣下の君臣秩序を象徴する儀礼とみなせるが、毎月の朔日と望日の朝は、皇帝と在京の文武官すべてが一堂に会する特別な時間帯であった。

ここで朔日の日の出の時刻である朔旦を中心にと考えると、進朔もそ

れなりに理にかなった技法であることがわかる。仮に朔旦の時刻を午前六時と置くと、進朔法をとることにより、朔の時刻は必ずその前後十二時間以内に入る。一方、進朔をしない場合では、朔の時刻と朔旦が最大で約十八時間の差が生じる。この僅かな相違にこだわることには、現代的な感覚から言うとは無意味なことかもしれない。しかし、天命により新王朝を設立した太祖（唐の場合は高祖）を祭る儀礼や、その権威を引き継ぐ皇帝が、君臣関係を確認する場である朔旦の朝参を、天体の運行上で行うだけ正確な時刻で行うことは、天意にかなった行動と解釈されていたのではないだろうか。

このように、当時の暦日意識の背景にある天命思想を考慮すると、皇帝の主催する政務・祭事を少しでもふさわしい時間帯で実施する暦法上の操作が、朔の時刻をより厳密に求める定朔法の導入とともに行われるようになったという想定は、あながち的外れなものでもないと思われる。以上、本章では中国における進朔法について、天命思想とそれにかかわる暦日意識を反映したものではないかという推測を述べてみた。

三 承和三年四月の暦日と進朔

前章で論じた中国の進朔法は日本にも伝えられていたようである。その背景となった暦日意識が、どの程度吸収されていたのかという点については不明であるが、少なくとも技法としての進朔が伝わっていたことは間違いない。日本では持統四年（六九〇）に儀鳳暦が採用されて以降定朔法による暦法が用いられてきたが、進朔の実施状況につ

いては先行研究により以下のような点が指摘されている。⁽⁶⁾

・儀鳳暦では進朔は行われていない。
・大衍暦では進朔限（進朔を行う時刻）が明確でないが、適用されている。

・宣明暦では進朔限六三〇〇の規定とおりに、ほとんど例外なく進朔している（宣明暦は一日が八四〇〇分、その四分の三が六三〇〇）。
・江戸時代の貞享暦に至り、進朔は廃止された。

ここでいう六三〇〇や八四〇〇分という数字は、暦用語で小余と呼ばれるもので時刻にあたる。ただし、一日が何分に相当するかは暦法によって異なる値が設定されており、麟徳暦（儀鳳暦）・五紀暦では一三四〇、大衍暦では三〇四〇、宣明暦では八四〇〇とされている。推算による朔の小余と、古代日本における実施暦とを対照した先学の業績によると、唐の麟徳暦にあたりとされる儀鳳暦の段階では、進朔の法は導入されていなかったものが、天平宝字八年（七六四）以降の大衍暦からは行われるようになったようである。しかし、進朔限については不明確で、これがはっきりと確定するのは貞観三年（八六一）採用の宣明暦以降ということになる。

進朔限が不明確とされる大衍暦ではあるが、ある程度の基準はあったと考えられている。内田正男は、平均的に言えば二六五〇の近くにする⁽⁸⁾と一番合う確率が高いとする。また、承和四年（八三七）以後では二六六〇に進朔限をおけば、例外が少なくなることから、行用末期には基準が明確となったのではないかと推測している。湯浅吉美は、大衍暦行用期間中の小余二二八〇以上となるすべての月について文献史料と照合を行った結果、小余二二八〇〇、もしくはは通法の十分の九

(小余二七三二六)をラインと考えているが、これに当てはまらない例外が少なくない点も同時に指摘している^⑨。

対象となるすべての月を一覧にした湯浅の作業は、進朔について考察する上で参考となる。しかし、湯浅自身が、「情報提供を求める呼びかけのつもり」で提示したとするように、検討すべき点はまだ残されているように思える。本稿では一例として、小余二六〇〇以上で不進と分類されている承和三年(八三六)四月の暦日についてとりあげたい。内田の『日本暦日原典』によると、この月の朔は己巳、小余は三〇〇三で、大衍暦で小余三〇〇〇を超えて進朔していない唯一の例とされている。いわば特異な「はなれ値」として扱われているこの月であるが、内田の推定には再検討の余地がある。ここで筆者が問題とするのは、四月朔日を己巳のままと判断した根拠が新訂増補国史大系本『続日本後紀』(以下新訂国史大系本と略する)によっている点である。

確かに本書では、すべての月の朔日が表記されており、当該期間の暦日の復元に利用されることが多い^⑩。しかし、その底本となった谷森善臣旧蔵本(以下、谷森本とする)では、全体の約二割の月で朔日記載がなく、不明の月については他の諸本から補っている。実は当該の承和三年四月は、この朔日干支不明月にあたり、新訂国史大系本の校訂者が独自の解釈で干支を補っているのである。ここで、注にもとづき該当部分の校訂前の状態を復元すると次のようになる。

【史料2】『続日本後紀』(谷森本) 承和三年

乙丑。石見国飢。賑給之。己巳。飛驒国人散位三尾臣永主。右京史生同姓息長等賜姓笠臣。貴附右京五条二坊。永主。稚武

彦命之後也。伯耆国人陰陽師六人首玉成賜春苑宿祢。国牽天皇第一皇子大彦命苗裔也。夏四月戊寅。遣唐使於八省院朝拜。天皇不御。例也。但大臣己巳下参議以上各在^二其位^一。一如^下天皇視^二告朔^一之儀^三。

このように己巳条は元々は三月末の記事に配されていたのであるが、新訂国史大系本の校訂は、戊寅条の前にあった「夏四月」を伴い本により「己巳」の前に移動させ、「己巳」の後に「朔」を補い、その結果「夏四月己巳朔」という暦日を復元している。ここに見える伴イ本とは、「旧輯国史大系所引或家蔵本〔伴信友所校〕」とされる本で、天保期の国学者伴信友により暦日に変更が加えられている可能性があり、室町期の三条西家写本の系統を引く谷森本に比べ信頼性は低い。

この部分は、仮に谷森本の通りに考えれば、三月朔が庚子なので己巳は三〇日になり、翌日の庚午が四月朔となるのに、新訂国史大系本はなぜこのような複雑な操作を行ったのであろうか。この点については「旧輯」の国史大系本『続日本後紀』(以下「旧輯」と略す)をみると明白で、こちらでは、長暦によりこの操作を行った旨が注に明記されている。「旧輯」の傍書の日付は『三正綜覧』によっているが、念のため『日本長暦』、『皇和通暦』もあわせて確認した所、三者とも三月を小の月とし、四月朔日を己巳と推算している。おそらく、新訂国史大系本は「旧輯」の校訂をそのまま引き継いで、四月朔を己巳としたものと思われるが、伴信友の所校も含めこれらは、延宝五年(一六七七)成立の『日本長暦』以降の長暦類に基づいて、古写本の暦日に操作を行った可能性が極めて高い。

一方、佐伯有義校訂『増補六国史・続日本後紀』（いわゆる朝日本）を見ると、この月の日数を原本に従い「庚午を朔」として復元している。朝日本が底本とする寛文八年刊本（一六六八）を確認すると、己巳条は谷森本同様三月に配されているが、こちらは年代から見て近世以降の長暦の影響は受けていない。また、朝日本の注に「宮本己巳を朔とすれど」とある部分は、豊宮崎文庫旧蔵本傍朱書にそうあったという意味と考えられるが、これは、元禄四年（一六九一）の徳川光圀校訂本の転写本である藤波家本と対校し、異同を傍書したものと推定されており、やはり『日本長暦』の影響が疑われる。

このように『日本長暦』成立以前にさかのぼる諸本で、承和三年四月朔日の干支を己巳としているものは見当たらず、この月は古写本の記載内容から庚午朔と復元するのが妥当である。従って、小余三〇〇三で進朔は行われていたと見るべきであろう。

以上、承和三年四月を例に、従来の暦日復元の問題点を指摘したが、電算処理による推算結果を史料にみられる実施暦により修正を加えるという方法をとるのなら、参照した文献に対する厳密な史料批判が重要となる点を提起しておきたい。

四 承和三年の進朔をめぐる論争と暦博士

前章の考察で、進朔されていないと従来考えられていた一例が、実は進朔されていたらしいということが分かったのであるが、それによっても、大衍暦の進朔限が不明確である点に変わりはない。やはりこの時期確固たる基準は設定されておらず、造暦担当者の解釈によつて

流動する側面があったと考えざるを得ない。そういった観点を検討するに際し、前章とはまったく別の意味で再び承和三年の暦日が注目される。『続日本後紀』によるとこの年の暦日は年度途中で変更されているが、この記事が進朔の問題と関係するのである。

【史料3】『続日本後紀』承和三年（八三六）七月是月条

是月。元掬^三頒曆^三為^三小月^三。而更掬^三七曜曆^三改^三為^三大月^三。又八月大改^三為^三小^三。九月小改^三為^三大^三。十月大改^三為^三小^三。時有^三曆博士二人^三。其執見^三不同也^三。議者討論。以^三七曜之說^三為^三得^三。故改^三從^三之^三。

この史料から、この時、暦博士が二名おり、一方はこの年の頒曆に従い、他方は七曜曆に掬るべきことを主張したが、両者の間で月の大小の置き方に相違があり、議者の討論を経て、七曜曆に従うこととなったことがわかる。ここで、同じ大衍暦の暦法でつくられているはずの頒曆と七曜曆で、なぜこのような相違が見られたのかという点が不可解である上に、また、相違が事前に調整されていなかったということも理解に苦しむ。そこで、これらの点を明らかにするため、表を見てみたい。ここに本条の二つの暦、現在の推算結果、及び『続日本後紀』で確認される実施暦から、承和三年の各月の大小と朔日干支を掲げた。この表から、頒曆担当者は推算通りに暦を作成しているのに対して、七曜曆作成者は、そこから八月と十月の朔日を変更しているのが推定される。一方、小余の欄を見ればわかる通り、この年は特異な年で、進朔対象となる可能性がある小余が四分の三（二二八〇）をこえる月が、二月・四月・六月・八月・十月・十二月と六回もあったのである。この内もつとも数値の高い四月については、前章で見た通り進

表 承和三年の暦日

	正月	二月	三月	四月	五月	閏五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
七曜暦								大	小	大	小		
頒暦								小	大	小	大		
統日本後紀 (朝日本)	小 辛丑	大 庚午	大 庚子	小 庚午	大 己亥	小 己巳	大 戊戌	大 戊辰	小 戊戌	大 丁卯	小 丁酉	小 丙寅	大 乙未
統日本後紀 (国史大系本)	小 辛丑	大 庚午	小 庚子	大 己巳	大 己亥	小 己巳	大 戊戌	大 戊辰	小 戊戌	大 丁卯	小 丁酉	小 丙寅	大 乙未
日本暦日原典	小 辛丑	大 庚午	小 庚子	大 己巳	大 己亥	小 己巳	大 戊戌	大 戊辰	小 戊戌	大 丁卯	小 丁酉	小 丙寅	大 乙未
同 推算	小 辛丑	大 庚午	小 庚子	大 己巳	大 己亥	小 己巳	大 戊戌	大 戊辰	小 丁酉	大 丁卯	小 丙辰	小 丙寅	大 乙未
大衍暦定朔法 による小余*	九三五	二四九六	一一八五	三〇〇三	一八三三	六七六	二五〇七	一二六〇	二九九六	一五一七	三〇〇〇	一四二一	二八一〇

*計算は『日本暦日原典』による

朔されたと考えられるが、これに続く高い数値を示す十月(三〇〇〇)と八月(二九九六)の朔日干支について、頒暦と七曜暦で対応が分かれているのである。つまり、頒暦はこの二カ月の朔日について進朔の操作を行っていないのに対し、七曜暦は進朔させているのである。どうやら、この年の暦¹³⁾については二人の暦博士がそれぞれ個別に頒暦と七曜暦を作ったが、進朔対象となる月が多かったこともあり進朔限についての解釈が分かれ、暦日の相違が生まれたようである。しかも、両者は事前の調整をすることなく、相違が生じたまま暦の使用が始まり、年度の途中で様々な議者を巻き込んだ論争へと発展してい

る。

このことから、この時期においては進朔を行う明確な基準がなく、造暦担当者により違った解釈がなされており、しかも、それらが暦博士同士の対立へと発展することもあった点が指摘できる。

ところで、承和三年の段階で意見が分かれた二人の博士が誰であるのかは伝わっていないが、ある程度の推測は可能と思われる。まず一人については天長十年(八三三) 暦博士刀岐直浄浜¹⁴⁾の死に伴い、遠江介から召還されて暦を作った大春日朝臣良棟が候補としてあげられる。大春日氏は、後に五紀暦や宣明暦への改暦を進言した大春日真野麻呂が「暦術独歩。能襲¹⁵⁾祖業。相¹⁶⁾伝此道。于¹⁷⁾今五世也。」とされるように、代々、暦術に携わる家系であったと考えられている。

もう一人の博士については、この時期大春日氏と並んで暦に携わっていた刀岐氏の人物が想定される。浄浜の死後についても、承和遣唐使の暦請益として刀岐直雄貞がみえるように、やはり暦との関わりは深かった。刀岐直雄貞は遣唐使の一行に加わった段階で従六位下の官位を得ていた所から、すでにこの時点で、陰陽寮内で相応の位置を占めるようになっていたものと思われるが、承和三年の暦を巡る論争との関係については、微妙な立場にあったと考えられる。

承和の遣唐使については、二回の渡航失敗を経て、承和五年ようやく唐へ到着しているが、その一回目の渡航は、ちょうどこの承和三年にあたる。『統日本後紀』によると、遣唐大使等は四月丁酉に節刀を受け京を発ち、七月二日に大宰府を進発している。しかし、出航した船はその後次々と漂着してしまい、最終的に渡航を断念し、大使・副使は京へ戻り九月辛巳に節刀を奉還している。一方、暦日変更をめ

ぐる議論は七月是月条に見られる。論争自体がどの時点で起こったのかは、七月よりも以前ということしか確定できないが、もし雄貞が一回目から遣唐使のメンバーに加わっていたとすると、彼が不在時のことである可能性が高い。そうすると、暦博士のもう一人については雄貞以外の人物と考えられるのであるが、刀岐氏の別の人物であった可能性はあると思われる。さらに史料を追って行くと、暦日を巡る対立はその後にもしこりを残したようである。

【史料4】『統日本後紀』承和六年（八三九）三月丁酉条

遣唐三箇船所三分配。知乗船事從七位上伴宿祢有仁。曆請益從六位下刀岐直雄貞。曆留學生少初位下佐伯直安道。天文留學生少初

位下志斐連永世等。不遂王命。相共亡匿。稽之古典。罪当

斬刑。勅。特降死罪一等。配流佐渡国。

この時の遣唐使は最終的に承和五年の七月に進発するが、雄貞は伴宿祢有仁、佐伯安道、志斐連永世等とともに乗船せず処罰を受けているのである。承和の遣唐使については、副使の小野篁の乗船拒否が有名で、大使藤原常嗣との確執などが推測されている¹⁷。一方、雄貞らのケースは、処罰された内の三人が陰陽寮関係の請益・留学である点を考えると、承和三年以来の、暦を巡る対立が何らかの影響を与えたのではないかと考えられる。若干の推測を交えようと、進朔を巡る論争は、大春日氏系と刀岐氏系の勢力争いという側面を持っており、雄貞にとつては不在時にそのような議論が発生していた点が不満として残っており、最終的に乗船拒否という行動にでる一つの要因となっていたのではないだろうか。

その後、刀岐雄貞とその一族はどのような運命をたどるのであろう

か。雄貞は承和七年（八四〇）二月に赦され、京へ勅喚されている。

その後、官人としての生活に復帰したよう¹⁸で、『文徳実録』によると、斉衡元年（八五四）九月丁亥に上総少目從六位上で、同族の陰陽権允兼陰陽博士正六位上刀岐直川人とともに、滋岳朝臣を賜姓されている。川人の方はその後、陰陽博士として名をあげ、從五位上行陰陽頭まで登り、「世要動靜経」、「指掌宿曜経」、「滋川新術通甲書」、「金匱新注」などの書を残していることが卒伝に見える¹⁹。雄貞の赦免以降、刀岐氏は陰陽寮内の分掌でいうと、暦部門から陰陽部門へと重点を移し、滋岳氏として一定の立場を確立していったのである。

一方の暦部門では、大春日氏が先述の真野麻呂以降、氏主、弘範、益満などの暦博士を輩出し、十世紀以降の賀茂氏による暦博士世襲化以前の段階における主導的位置を占めていくことになる。

ここで、進朔の問題に話を戻そう。高田義人によると、賀茂保憲所伝の『大唐陰陽書』の奥注に見える「春家本」や、『兵範記』保元元年（一一五六）十月十八日条の「春家私記」などが大春日氏の家説を記録した書と考えられるが、大衍暦における進朔限についても、こういった家説という形で代々受け継がれてきたもので、大春日氏、刀岐氏などがその所説をもって、競いあう関係にあったのであろう。それぞれの氏族の立場から見ると、そういった家説を継承しつつ、陰陽寮内での技術的優位性を確保することで、官人社会の中で生き残りを図ろうとした側面があったと思われる。

このように考えると、承和四年以降大衍暦の進朔限が明確化してきたという先述の指摘が意味を持つてくる。さらに、大春日真野麻呂が主導して導人が図られた宣明暦から、進朔基準が確立する点とあわせ

ると、承和三年に八月と十月の進朔を主張し論争に勝利したのは大春日氏の博士であったのではないかという推論が成り立つ。また、一方の刀岐（滋岳）氏は、暦部門からは撤退し、陰陽部門に活路を見出すことで、大春日氏との間で棲み分けがなされるようになったと見ることができるとができる。

一般に平安時代は、中下級貴族が家業の世襲化を進めていく時期にあたる。このように進朔の問題を分析することにより、九世紀の段階で、中下級貴族における技術の世習が、排他的な家業の世襲へと変化していく一例を読み取ることができるのではないだろうか。

五 おわりに

以上、進朔という暦法上の技巧を巡り、①中国における進朔法の開始は、天命思想とそれにかかわる暦日意識を反映したものではないかと推測できる、②従来の承和三年の暦日復元には問題がある、③中下級貴族の技術継受から家業の世襲化の様子が読み取ることができる、などの点を論じた。それぞれが進朔に関わっているというだけで、全体としての論点は雑然としている上、暦計算や史料の解釈などを我流で行っている面もある。また、基本史料の一つとしてとりあげた『続日本後紀』は、良質の古写本に恵まれず、現刊本の基礎となった三条西家本系諸本も、一度記事を省略した後『類聚国史』等で補った形跡が見られるなど、取り扱いには注意が必要である。筆者が見落としていた観点もあるだろう。承和三年の暦日の復元をはじめとして、問題提起という意味で私案を提示した部分もあるので、当然異論もあろう

かと思われる。忌憚のない批判を求める次第である。

註

- (1) 内田正男『日本暦日原典』、雄山閣、一九七五、四九七頁。
- (2) 山田慶児『授時暦の道』、みすず書房、一九八〇。
- (3) 麟徳暦以前の戊寅暦においても、当初定朔法が採用されていたが、途中で平朔法へもどっている。
- (4) 金子修一「中国古代の皇帝制度の諸問題」(『古代中国と皇帝祭祀』、汲古書院、二〇〇一)。
- (5) 朝参儀礼に関しては以下の論考を参照。古瀬奈津子『日本古代王権と儀式』、吉川弘文館、一九九八。吉田欽『日中宮城の比較研究』、吉川弘文館、二〇〇二。松本保宣『唐王朝の宮城と御前会議―唐代聴政制度の展開―』、晃洋書房、二〇〇六。
- (6) 湯浅吉美「大衍暦における進朔について―天平宝字八年―貞観三年の日付の問題」(『暦と天文の古代中世史』、吉川弘文館、二〇〇九)、初出二〇〇一。
- (7) この値を麟徳暦では総法、大衍暦・五紀暦では通法、宣明暦では統法と呼ぶ。
- (8) 内田、註(1) 掲載書、四九八頁。
- (9) 湯浅、註(6) 掲載論文。
- (10) 『日本暦日原典』以外でも、湯浅吉美「大衍暦における進朔」(『日本暦日便覧 下 暦日篇・解説篇』、汲古書院、一九八八)で、新訂増補国史大系本『続日本紀』の写本について(『平安勅撰史書研究』、遠藤慶太「続日本後紀」の写本について」(『平安勅撰史書研究』、皇学館大学出版部、二〇〇六)。
- (11) 七曜暦については、拙稿「律令国家と七曜暦」(『古代史の研究』一五、二〇〇九)を参照されたい。但し、前稿に掲載した表1の三月・四月部分に誤りがあり、同内容の本稿表との間に矛盾が生じている。この場を借りてお詫びしたい。
- (12) 承和三年の暦日については、まだ問題が残されている。『続日本後

紀』は七月と十月の記事について変更後の暦日(すなわち七曜暦による大小の置き方)に基づき編纂されたものと一応考えられるが、これについても不確定な要素がある。まず、十月について検討すると、高柳本(平安後期保延本の忠実な影写本とされる)や谷森本などの『続日本後紀』では、十月朔日条は脱文となっていて、国史大系本は、『類聚国史』巻百五十九田地土勅旨田条から丁酉朔の記事を条文ごと補っている。ところが、『類聚国史』を室町期の写本である大永本で確認すると、「十月丁酉」とあるだけで「朔」は記載されていない。従って『続日本後紀』・『類聚国史』の古写本だけからは、十月の朔日干支を確定することはできないが、平安時代後期までに成立したとされる『日本紀略』(新訂増補国史大系本)では、「十月丁酉朔丙午」と見える。底本となった久邇宮家旧蔵本(江戸時代末期の書写とされる)をどう評価するかという問題もあるが、『日本紀略』全体の干支の取り扱いからみて、「十月丁酉朔」は信頼できると思われる。一方、『類聚国史』には、朔日の記事と考えられるのに「朔」の字が脱落している例(巻十一 神祇十一 祈禱上条(承和八年) 六月庚子、卷二十八帝王八天皇朝親太上天皇条(承和六年) 八月庚戌、卷百四十七文部下講国史条(承和十年) 六月戊午など)が相当数あることから考えて、編纂時又は書写時に「朔」をもらしたものと見なせる。従ってこの月についても『続日本紀』の編纂段階で丁酉朔の記事があったと考えて一応差し支えないと思われる。一方八月については、国史大系本の『続日本後紀』、『日本紀略』はともに底本が「八月戊戌」で「朔」は脱落しており、それを宮本傍朱書などで補っている。このように八月の朔日干支は厳密には確定できないという点も考慮にいたした上で暦日の検証を行う必要がある。

(14) 「刀伎」と表記される場合もあるが、本稿では「刀岐」で統一する。
『文徳実録』天安元年(八五七) 正月丙辰条。

(16) 大春日氏と山上氏が同族であることから、真野麻呂の「五世」の中には、宝亀七年に陰陽頭兼天文博士とみえる山上船主が含まれると考えられている。高田義人「曆家賀茂氏の形成」(『国史学』一四

七、一九九二)。山下克明「陰陽家賀茂安部両氏の成立と展開」(『平安時代の宗教文化と陰陽道』、岩田書院、一九九六、一五七頁。
佐伯有清「最後の遣唐使」、講談社現代新書、一九七八。

(18) 『今昔物語集』巻二十四に「滋岳川人被_レ追_レ地神」という話が見える。

(19) 『三代実録』貞観十六年(八七四) 五月廿七日甲寅条。

(20) 高田、註(16) 掲載論文。

(21) 律令制下の技官による世習の問題については、橋本政良「勅命遷俗と方技官僚の形成」(『史学研究』一四一、一九七八)を参照。

(22) 高田淳「高柳光寿博士旧蔵『続日本後紀』(巻五・八)について」(『国学院大学図書館紀要』三、一九九一)。遠藤慶太「『続日本後紀』現行本の問題点」(遠藤、註(11) 掲載書)。

(大阪府立西寝屋川高等学校)